

令和2年度 第11回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和3年3月22日(月) 午前10時00分～午前10時30分

2、会議場所 播磨町役場 3階 BC会議室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主査 青田 修伍 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第24号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正のこと

令和2年度 第11回播磨町農業委員会

日時：令和3年3月22日

開会 午前10時00分

- 議長 ただいまから令和2年度第11回播磨町農業委員会を始めます。
本日の出席委員は10名中10名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。
次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、7番の中野委員さんと8番の福壽委員さんをお願いいたします。それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。
議案第23号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 それでは1番を現地調査された、田中委員の報告をお願いします。
- 田中委員 5条の1番、資料の4ページと5ページになります。場所は[]から[]の信号を[]に下がったすぐのところを[]に入った、[]の土地です。
ここにつきましては、5ページの写真で載せておりますように、菜園をされております。ちょうどこの前は道がありまして、それで水路を挟んだ中でワンプロックだけがちょうど農地という格好になっております。転用について、近隣に対する問題は全くないと思います。
以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届

を受理することに決定します。次に2番を現地調査された佐伯委員の報告をお願いします。

○佐伯委員 報告いたします。地図は6ページ、写真は7ページです。ここは■■■■の、昔の■■■■のすぐ近くです。現況は7ページの写真のように休耕田の状態です。道路についても、6ページの地図のように■■■■側、■■■■側の角地で、何ら問題ありません。既に道路と家に囲まれて、ほかの農地とは接していないので、隣接の農地に影響を及ぼすということもありませんし、また、水利のほうからも同意書を得ているので、問題ないかと思います。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。

次に3番についてですが、こちらの譲渡人が■■■■委員ですので、■■■■委員には一旦退席をお願いいたします。議事が終わりましたらお呼びしますので、よろしくお願いします。

3番の現地調査については私が行ってききましたので、報告させていただきます。資料の8ページと9ページ、地図と写真がありますが、道路と接道が新しくできたんですけど、この■■■■と■■■■には、接しているような状況です。少し心配になったのは、この赤線引いている右側のところですね。ここに水路があるんですけども、水路が詰まったままだったので、聞いてきましたら、これは上側、北のほうに流すということでした。ですから水路にも特に問題はなく、隣接部分も問題はないとのことでした。

ほかの委員の方で質問がありましたらお願いいたします。

○委員 (異議なし)

○議長 ないようですので、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。

次に4番についてですが、こちらは先ほど3番の農地と隣接していますので、あわせて現地調査を行っております。引き続き私のほうから報告させていただきます。11ページをご覧ください。先ほどの土地の隣接ですので、この田んぼの西側につきましては宅地となっております。大きな水路があつて、ほかの田んぼもありませんので転用についても特に問題ないものと思われまふ。

以上で、ほかの委員の方でご質問がありましたらお願いいたします。

○中野委員 この土地は [REDACTED] を分筆されているのですか。

○議長 はい、そうですね。

○議長 ほかに質問がございませんでしたら、これも市街化区域の転用ですので、受理することに決定します。それでは、次に議案第24号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議事朗読及び説明(別紙参照)

お手元の資料を御覧ください。播磨町の農業の基本構想は、平成27年に策定後、平成28年に一度改正されています。今回の改正の主な目的ですが、農地中間管理機構を利用できるようにすることです。農地中間管理機構は、農地を貸したい方と借りたい方の間に介在し、農地の貸し借りが円滑に進むように調整する公的な機関です。これまでは播磨町では農地中間管理機構を利用できませんでしたが、令和2年度の4月から市街化調整区域内の農地に限って利用できる

ようになっています。しかしながら、そのためには基本構想の中に農地中間管理機構に関する記述や、利用権設定等促進事業に関する記述が記載されていなければなりません。今回の改正では、それらの記述を追加し、播磨町においても農地中間管理機構を利用できるようにするためのものです。

- 事務局 改正箇所説明（別紙参照）
 - 事務局長 補足説明
 - 議長 委員の方で、ご意見ご質問はありましたらお願いします。なければ採決します。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正のことについて、了承することに賛成委員の挙手を求めます。
 - 委員 （全員挙手）
 - 議長 ありがとうございます。挙手全員ですので、議案第24号は了承することにいたします。
- 以上で本日予定しました議事については全て終了しました。
- これで、第11回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和3年3月22日

議 長 岡本 章男

議事録署名人 中野 重信

議事録署名人 福壽 実
